平成２２年（フ）第１５７７７号
東京都渋谷区笹塚２丁目49―１―403
債務者　佐々木啓二
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７７９号
東京都練馬区関町南１丁目11―25―105
債務者　川上　典子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７８２号
東京都台東区松が谷２丁目31―７―301
債務者　徳田　僚子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２５９５号
横浜市都筑区茅ケ崎南２丁目７番２号　ハイツアイランドⅢ202
債務者　松岡　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５９６号
横浜市鶴見区東寺尾５丁目17番28―105号
債務者　伊藤　深雪
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７４号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番33―103号
コーポ喜屋武Ｖ
債務者　儀間　　将
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１７５号
沖縄県宜野湾市赤道１丁目４番33―103号
コーポ喜屋武Ｖ
債務者　儀間絵理香
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１０８号
長野県小諸市大字滋野甲871番地１　ターナハイツＢ105号、住民票上の住所長野県佐久市塚原2260番地７
債務者　篠原　久雄
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月26日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２２年（フ）第１３３号
岡山県津山市川崎549番地
債務者　橋野　敬治
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月25日午前11時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第９５８号
東京都狛江市西野川２丁目25番12号エアリ西野川102
債務者　余語　綾子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第４３号
熊本県菊池市片角56番地葉山団地22棟327号
債務者　野中日出夫
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
熊本県八代市錦町12番地３―301、住民票上の住所熊本県八代市錦町12番地３―203
債務者　野中　良浩
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１２１号
熊本県八代市古城町3025番地３
債務者　菅沼　秀暢
1　決定年月日時　平成22年９月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月19日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第２４３８号
横浜市戸塚区上倉田町1392番地４　美松荘101号
債務者　伊藤千枝子
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６５１号
愛知県高浜市論地町５丁目６番地８　エビス瓦社宅２―イ
債務者　林　　末廣
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月８日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１２４３号
東京都小平市栄町２丁目24番11―301号
債務者　永野　　歩
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部